

日の出町登校支援リーフレット

子どもたちの

今の **しあわせ**

未来の **しあわせ** のために

～ 誰一人として取り残さないための
多様な学びの保障に向けた登校支援 ～

令和 5 年 1 0 月

日の出町教育委員会

目次

1 登校支援の目指すところ	P1
2 不登校等の子どもたちへの支援に対する基本的な考え方	P2
3 不登校の捉え方(原因や背景等)	P3
4 登校支援の考え方(段階的な登校支援)	P4
5 学校における登校支援	P5
6 教育委員会における登校支援対策	P7
7 資料	P8
資料1 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律	P 8
資料2 第五次長期総合計画(後期基本計画)【抜粋】	P12
資料3 日の出町教育ビジョン 2023	P13

子どもの権利条約を踏まえて

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考え、すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されることが大切です。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律を踏まえて

誰でも不登校になることがあり、不登校は悪いことではありません。不登校の子どもが自分で決めた目標に向かえるよう、不登校の子どもの状況に合わせて、子どもにかかわる大人が協力し、一人一人の子どもの学びや成長を支えます。

第五次日の出町長期総合計画(後期基本計画)を踏まえて

学校は、一人ひとりの多様なしあわせであるとともに社会全体の幸せである「Well-being(ウェルビーイング)」を実現する基盤を育むところです。言い換えれば、学校は、子どもたちが、自分の今、将来のしあわせ、他者や社会のしあわせをもつくる人となるための準備をするところです。そのために、予測することが難しいと言われるこれからの時代は、教職員、児童・生徒だけで学校をつくるのではなく、子どもたちの学びや成長に関わるすべての人々と一緒につくるものです。

日の出町教育ビジョン2023を踏まえて

一人一人の多様なウェルビーイングを実現するためには、誰一人取り残さず、相互に多様性を尊重し、他者のウェルビーイングを思いやることのできる教育環境を、学校をはじめとする教育機関の日常の教育活動に取り入れ、全ての子どもの可能性を引き出し、自らの夢や希望の実現に向けて、学びに向かうことができるようにしていきます。

支援の視点

不登校児童・生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があります。また、児童・生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意する必要があります。

学校教育の意義・役割

不登校児童・生徒への支援については児童・生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要です。さらに、既存の学校教育になじめない児童・生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があります。

また、児童・生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール等での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うことが重要です。

参考：「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（文部科学省）

不登校の捉え方（原因や背景等）

不登校については、個々の要因・背景が多様化・複雑化する傾向にあり、その特定には難しさがある。多様な要因や背景がある不登校を一括りに扱うことには問題があります。

- 不登校は「どの子にでも起こりうる」状況にあります。
 - ・無気力、学習意欲の低下、耐性がなく未成熟等の社会性をめぐる問題、行く義務感の希薄化等の傾向にあります。
- 家庭の教育力が低下し、一部保護者の意識等の変化
- 学校におけるいじめ、暴力等の問題との関連
- 新たに不登校との関連で指摘されている LD、ADHD、児童虐待等の課題

「今後の不登校への対応の在り方について（報告骨子）」（不登校に関する調査研究協力者会議）

不登校児童・生徒の個々の状況

最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけは、特定のきっかけに偏らず、そのきっかけは多岐にわたっています。

学校生活がきっかけ	548 (76.9%)	1034 (79.4%)
身体の不調・生活リズム	291 (40.8%)	573 (44.0%)
合計	713 (100.0%)	1303 (100.0%)

※「学校生活がきっかけ」：以下のいずれかにあてはまる場合

- ①「友達のこと（いやがらせやいじめがあった）」
- ②「友達のこと（①以外）」
- ③「先生のこと（先生と合わなかった、先生が怖かった、体罰があったなど）」
- ④「勉強が分からない（授業がおもしろくなかった、成績がよくなかった、テストの点がよくなかったなど）」
- ⑤「部活動の問題（部活動に合わなかった、同じ部活の友達とうまくいかなかった、試合に出場できなかった、部活動に行きたくなかったなど）」
- ⑥「学校のきまりなどの問題（学校の校則がきびしかった、制服を着たくなかったなど）」
- ⑦「入学、進級、転校して学校や学級に合わなかった」
- ⑧「①～⑦以外の理由で学校生活と合わなかった」

※「身体の不調・生活リズム」：以下のいずれかにあてはまる場合

- ・「身体の不調（学校に行こうとするとおなかが痛くなったなど）」
- ・「生活リズムの乱れ（朝起きられなかったなど）」

「不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書」より
令和3年10月 不登校児童生徒の実態把握に関する調査企画分析会議

不登校の状況

【国の状況と対策(COCOLOプラン)】

小・中・校の不登校が 30 万人に急増。90 日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・支援等を受けられていない小・中学生が 4.6 万人に。

不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、

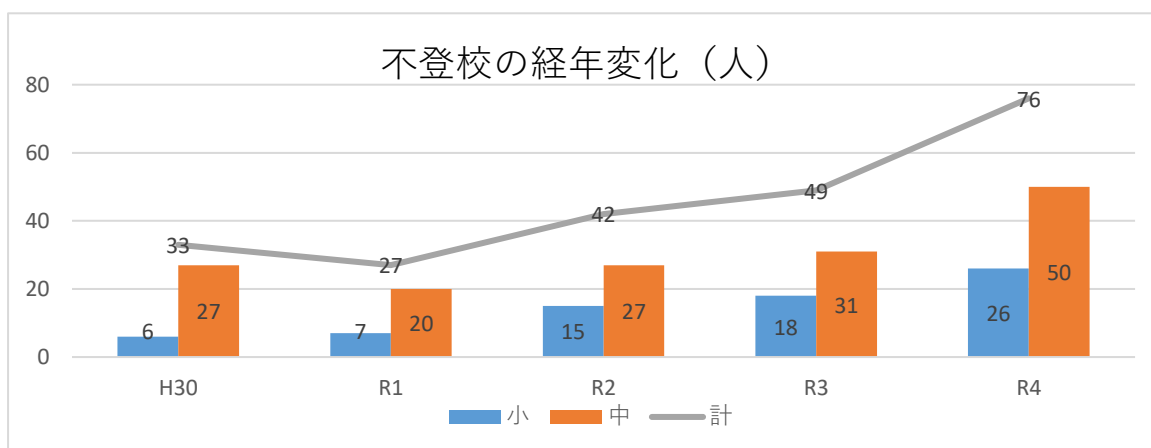
- 1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
- 2 心の小さな SOS を見逃さず、「チーム学校」で支援する
- 3 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策『COCOLO プラン』(概要)」
令和5年3月31日文部科学省より

【日の出町の状況】

①不登校の経年変化



「日の出町児童・生徒出席状況調査」より

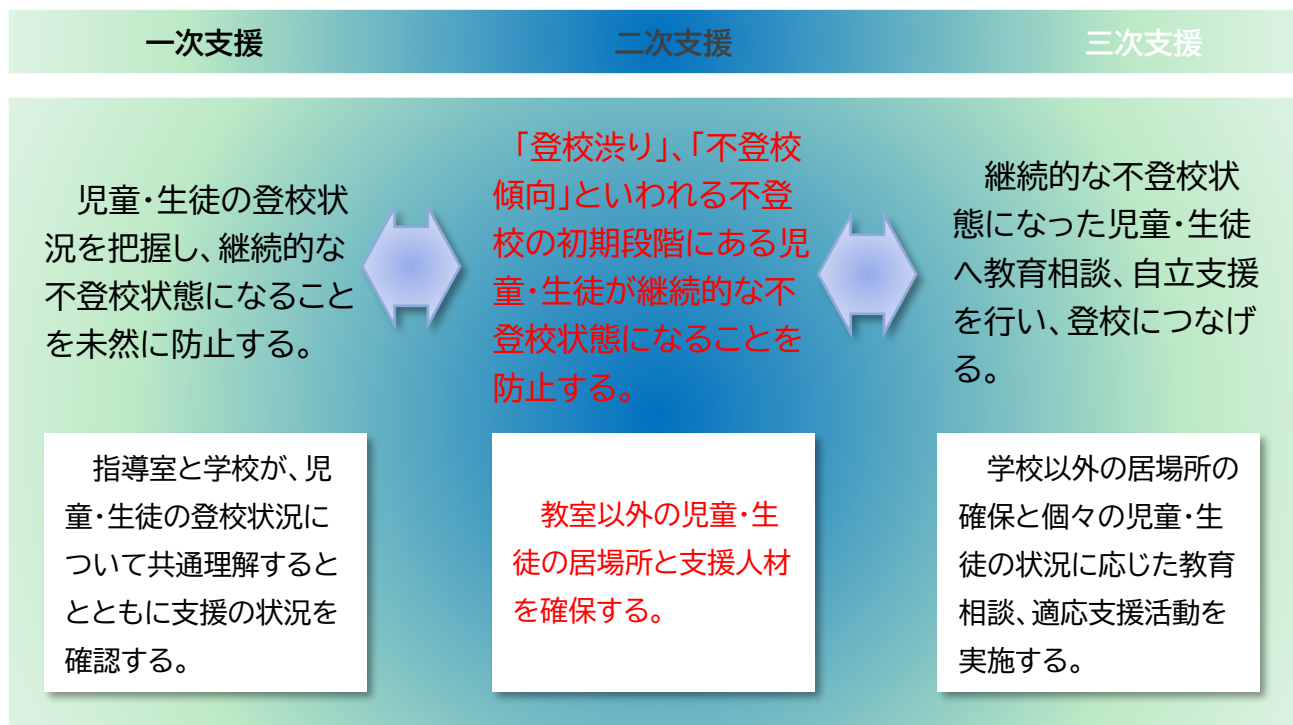
②別室登校支援等に係る各校の状況

	小	中	計
別室登校（図書室、保健室等含む）を利用している児童生徒数	7	10	17
別室（学級以外の居場所）があれば、登校できる児童生徒数	8	3	11
ICTを活用した支援を提供している児童生徒数	2	6	8

令和5年5月各校への聴き取りより

日の出町における不登校対策の考え方

【段階的登校支援（支援のグラデーション）】



学校教育課指導室では、平成28年度から29年度にかけて東京都「関係機関と連携した総合的な不登校児童・生徒支援モデル事業」を実施したことを機に、学校と指導室が緊密に連携し、児童・生徒の登校状況に応じて必要な支援を一次支援から三次支援に分けて整理し、必要な「登校支援」を行う体制づくりを進めてきた。

一次支援は、指導室と学校が、児童・生徒の登校状況について共通理解するとともに支援の状況を確認し、校内委員会と連携し、不登校状態になることを未然に防止する取組を行う段階としている。

二次支援は、教室以外の児童・生徒の居場所の設置と支援人材の配置により、「登校渋り」、「不登校傾向」といわれる不登校の初期段階にある児童・生徒が継続的な不登校状態になることを防止する取組を行う段階としている。

三次支援は、学校以外の居場所の確保と個々の児童・生徒の状況に応じた相談、適応支援活動により、継続的な不登校状態になった児童・生徒へ教育相談、自立支援、学びの機会の保障の取組を行う段階としている。

なお、この支援の段階は、不登校の要因や背景が複雑化・多様化していることから、一定方向に進むとは限らず行き来したり、支援の進捗や効果には濃淡が生じることもあるため、個々の児童・生徒の状況に応じて丁寧な支援が求められる。

【誰一人取り残されない学校づくり】

○魅力ある学校づくり

・児童生徒との信頼関係の構築・コミュニケーション等の在り方

全ての児童・生徒が楽しく、安心して豊かな学校生活を送ることができるような、魅力のある学校づくりを目指すことは、様々な課題を抱える児童・生徒にとって、安心して快適に過ごせる居場所があるという意味でも非常に重要である。児童・生徒の実態に応じた学習形態や指導方法の工夫など個々の学びを保障する授業づくり、また、困ったときや不安なときにいつでもSOSを発信できる雰囲気のある学級、学校づくりも大切である。このような児童・生徒の課題解決への取組一つひとつが、不登校児童・生徒のみならず全ての児童・生徒が生き活きと学び、教職員が児童・生徒の成長を実感できる魅力ある学校づくりにつながっていく。

・校長等のリーダーシップによる専門職を活用したチーム学校の推進強化

校長の強いリーダーシップのもと、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの、専門的な視点を活用した不登校児童・生徒への全件アセスメントによる状況把握や心理的な支援・福祉行政と連携した支援の取組、全教職員が関わる個別指導の充実、また不登校児童・生徒だけでなく不登校児童・生徒を支援する教職員も互いに支えあう魅力のある職場の雰囲気づくりを目指し、チーム学校をしっかりと機能させつつ教職員間の情報共有の工夫や支援等を実践する必要がある。

・学びの保証

魅力ある学校づくりについては、学業に関することが不登校の要因ともなり得ることを踏まえ、全ての児童・生徒が安心して教育を受けられ、児童・生徒の学習の状況に応じた指導や配慮を行う必要がある。また、GIGAスクール構想に基づくICT環境の整備と活用を進める中で、学校だけでは十分な教育、支援が行き届かない不登校児童・生徒や障害のある児童・生徒等に対する学びの機会の保障も視野に入れ、一人一台端末等を円滑に活用した児童・生徒への学習支援を行う必要もある。

○心の健康の保持に係る教育の実施

児童生徒が抱える困難を早期に発見するためには、児童・生徒本人が様々なストレスやその解消方法等、自らの精神的な状況について理解をし、安心して周囲の大人や友人にSOSを出せるような対処方法を身に付けることも必要である。

また、困難を抱える児童・生徒のSOSを受け取るためには、SOSの発信のみならず、生命を尊重する教育や人間関係を築く教育といった下地づくりの教育、日々の健康観察や相談しやすい雰囲気づくりの醸成など校内の環境づくりとも一体となり、相談しやすい環境をつくっていく必要がある。

【困難を抱える児童生徒に対する支援ニーズの早期把握】

○不登校傾向のある児童生徒の早期発見及び支援ニーズの適切な把握 ・スクリーニング及び「児童生徒理解・教育支援シート」を活用したアセスメントの有機的な実施

不登校の背景や要因が多岐に渡る中、予兆を含め学校に行きづらい等初期の段階で不登校傾向の児童生徒に気づき、適切に支援していくことは、その後の学習の遅れや生活の乱れ等を回避し、児童生徒の学ぶ機会の保障や将来の社会的自立にもつながる。また、児童生徒が安心して過ごせるためには、学校生活だけでなく家庭生活も重要な要素であり、学校とスクールソーシャルワーカーが連携して課題を抱える児童・生徒を把握し関係機関と連携するなど、安定した生活が送れ、学習が保障されるよう環境調整を行う役割が求められている。さらに、個々の児童・生徒の状況や支援ニーズについて、児童生徒の日頃の状況を良く把握している学級担任や養護教諭、生徒指導担当教諭や教育相談担当教諭等とともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家が連携し、学校や児童生徒への的確なアセスメント(見立て)を行い、ケース会議等において支援の在り方を検討するなど、効果的な教育相談体制の構築が重要である

○学校内の居場所づくり(校内の別室を活用した支援等)

学校には行けるが教室には入りづらい児童・生徒や一旦不登校になったものの学校に戻りたいと思っている児童・生徒については、学校での居場所として、校内の別室を利用した指導支援が有効な場合がある。

児童・生徒が学校や教室に居づらくなったり落ち着かない時など、不登校の兆候がある早期段階において、学校内に安心して心を落ち着ける場所があり、児童・生徒のペースで個別の学習支援や相談支援を行うことができれば、学習の遅れやそれに基づく不安も解消され、早期に学習や進学に関する意欲を回復しやすい効果が期待される。校内の別室を活用して「校内教育支援センター(いわゆる校内適応指導教室)」などを設置し、不登校になる前の支援策の1つとして効果が期待される。

不登校に関する調査研究協力者会議報告書より
(令和4年6月 不登校に関する調査研究協力者会議)

教育委員会における登校支援対策

児童・生徒の登校状況を把握し、継続的な不登校状態になることを未然に防止する。

○毎月、各校からの欠席等の報告に基づき、指導主事及び相談支援係がその状況を分析する。また、その分析内容に応じて、指導主事から各校に確認し、アセスメントや支援策等に関する指導・助言を行う。

○内容によっては指導室内に支援チームを設置して学校を支援する。

児童・生徒出席状況シート

児童・生徒出席状況シート

当該年度の情報
当該年度の情報は、一度でも対応した場合は○をつける。
※指導室でも記載内容を確認し、必要に応じて追記します。
翌月に本シートを作成する際、前月の記載内容を確認してください。

当該月の情報
当該月の主な欠席理由に○をつける。

「登校渋り」、「不登校傾向」といわれる不登校の初期段階にある児童・生徒が継続的な不登校状態になることを防止する。

○不登校の早期段階において、教室とは別の場所で個別の学習支援や相談支援を実施するための「別室登校指導支援員配置事業」の実施等により、別室での登校支援を充実する。

○オンラインでの面談、学習支援を実現するためのICT環境の整備を行う。

授業のオンライン配信（英語）



町教育相談室や適応支援グループ「レッツ」での支援(三次支援)

○継続的な不登校状態になった児童・生徒に対して、臨床心理士等の心理専門職が教育相談室で個別の教育相談や、適応支援グループ「レッツ」での小集団活動を通して心のエネルギーを溜めて、自己肯定感を高め、社会とつながることを応援する。

○小・中学校と連携し、学校ともつながり続けることも支援する。

適応支援グループ「レッツ」活動の一例

ある日のスケジュール

時間	時間割	内容
13:30	集合/始まりのホームルーム	始まりのあいさつ、今日の活動内容の確認など。
13:45	1時間目	主に「レッツ・スタディ(学習)」を行います。
14:25	トイレ休憩	
14:30	雑談タイム	休み時間とおしゃべりの時間です。
14:45	2時間目	「レッツ・スタディ」の他に「レッツ・シンク」や「レッツ・エンジョイ」を行います。
15:25	帰りのホームルーム	今日の活動のふりかえり、次回の予定の確認。
15:40	解散	より進まず、気をつけて帰りましょう。

資料1 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

平成二十八年法律第五号

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

第一章 総則**(目的)**

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

二 児童生徒 学校教育法第十八条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。

三 不登校児童生徒 相当の期間学校を欠席する児童生徒であつて、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。

四 教育機会の確保等 不登校児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教育を十分に受けていない者に対する支援をいう。

(基本理念)

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。

二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。

三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。

四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本指針

第七条 文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 教育機会の確保等に関する基本的事項
- 二 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項
- 三 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項
- 四 その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣は、基本指針を作成し、又はこれを変更しようとするときは、内閣総理大臣に協議するとともに、地方公共団体及び教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等

(学校における取組への支援)

第八条 国及び地方公共団体は、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(支援の状況等に係る情報の共有の促進等)

第九条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。

(特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等)

第十条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学習支援を行う教育施設の整備等)

第十一条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握)

第十二条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとする。

(学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(協議会)

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 都道府県の知事及び教育委員会

二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会

三 学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 教育機会の確保等に関するその他の施策

(調査研究等)

第十六条 国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努めるとともに、その者の学習活動に対する支援の方法に関する調査研究並びにこれに関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(国民の理解の増進)

第十七条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、教育機会の確保等に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、学校の教職員その他の教育機会の確保等に携わる者の養成及び研修の充実を通じたこれらの者の資質の向上、教育機会の確保等に係る体制等の充実のための学校の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じるものの確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教材の提供その他の学習の支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者のうち中学校を卒業した者と同等以上の学力を修得することを希望する者に対して、教材の提供（通信の方法によるものを含む。）その他の学習の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者及びこれらの者以外の者であって学校生活上の困難を有する児童生徒であるもの並びにこれらの者の家族からの教育及び福祉に関する相談をはじめとする各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係省庁相互間その他関係機関、学校及び民間の団体の間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第四章の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、この法律の施行後三年以内にこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月二二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 略

二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第七十六号)

施策の柱4 豊かで創造性に富んだ児童・生徒を育成するための教育の充実による人づくり

4-1 学校教育の充実【施策17】（その1）

【目標とする姿】

子どもたちの学びや成長に関わるすべての人が、教育の担い手として、共に学び、共に支え合い、みんなで日の出町の学校を育てています。

【現状と課題、将来起こりうる課題】

近年、学校教育を取り巻く環境が、大きく変わってきています。様々な理由から学校に登校できない子どもたちの学びや成長の機会を確保する取組、コロナ禍での一斉休校や新たな学校での学習や生活、一人一台のタブレット端末の配備をはじめとする学校のICT環境の整備など、誰もが、いつでも、どこからでも、誰とでも、自分らしく学べるようになってきています。また、民間が運営するフリースクールやインターネットを活用した学びの機会等と公立の学校での学びの機会が混在し、「学校は何のためにあるのか。」「学校でなければ、子どもたちが学べないことは何なのか。」をもう一度、考える時が来ています。

学校は、一人ひとりの多様なしあわせであるとともに社会全体の幸せである「Well-being（ウェルビーイング）」を実現する基盤を育むところです。言い換えれば、学校は、子どもたちが、自分の今、将来のしあわせ、他者や社会のしあわせをもつくる人となるための準備をするところです。そのために、予測することが難しいと言われるこれからの時代は、教職員、児童・生徒だけで学校をつくるのではなく、子どもたちの学びや成長に関わるすべての人々と一緒につくるものです。

町では、多くの保護者・地域の方々が子どもたちの学びや成長を支え、学校の教育活動に関わっています。学校のこれからの考えることは、併せて地域社会の未来を考えることにもつながります。町は、人と人とのつながりや支え合う一体感のある地域コミュニティがあり、加えて、豊かな自然・文化等、たくさんのまちの魅力があり、その魅力が学校を育て、学校づくりがまちの魅力づくりにつながっていくと考えます。

【施策展開】

「新たな時代に向けたより質の高い学校づくり」

一人ひとりの多様な幸せ、社会全体の幸せでもあるウェルビーイングが実現されるよう、誰一人取り残すことなく、一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、子どもたちが持続可能な社会の創り手としての基盤を育む学校づくりを推進します。

- ① 新しい時代に必要となる資質・能力を育む教育の推進
- ② 誰一人取り残さない教育相談・支援教育・チーム学校の取組の充実
- ③ 多様な教育活動を通じた豊かな成長の機会を創る学校と地域の連携・協働の推進
- ④ 学校の働き方改革の推進による教育の質の向上・維持

【主要事業】

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ○日の出町立学校教育研究の推進 | ○ICTを活用した学びの充実 |
| ○日の出町立小中学校支援主事の派遣 | ○教育相談、適応支援の充実 |
| ○就学支援、支援教育の体制の強化 | ○町独自調査を活用した学校支援 |
| ○学習支援員等の活用 | ○地域学校協働活動の推進 |
| ○校務支援システム等の活用 | ○学校経営マネジメント強化事業の活用 |

I 日の出町教育ビジョン2023策定について

1 策定趣旨

日の出町は、昭和30年に大久野村と平井村が合併して日の出村が誕生し、昭和49年に町制施行以後、着実な町づくりを進めてまいりました。教育行政につきましても昭和22年に学校教育法が制定されて以来、社会環境の変化とともに変革を遂げて現在に至っています。

教育委員会では、日の出町教育委員会の教育目標及び基本方針、主要施策に基づき、人権尊重の精神を養い、広く国際社会において信頼と尊敬の得られる知・徳・体の調和のとれた心豊かで、郷土を愛する日の出町民の育成を目指してきました。その実現に向けて、家庭教育・学校教育・社会教育の緊密な連携のもと、誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことのできる学習社会の実現を図り、普遍的で、しかも個性的な文化の創造と豊かな社会の構築を目指して教育を推進してきました。

このたび、第五次日の出町長期総合計画（前期基本計画）が終期を迎え、第五次日の出町長期総合計画（後期基本計画）、また、国の次期教育振興基本計画の策定状況を踏まえ、教育委員会では、新たに、諸計画との整合を図り、日の出町教育委員会の教育目標及び基本方針、主要施策の理念となる「日の出町教育ビジョン2023」を策定し、今後の日の出町の教育の方向性を示すこととしました。

2 教育を取り巻く環境の変化

我が国の教育を取り巻く環境は、急激に大きく変化しています。急速な技術革新、人口減少や高齢化の進展などの国内状況の変化、グローバル化やSDGs達成に向けた世界的な取組の進展といった国際環境の変化等により、人々の価値観や生活が多様化していることに加え、分断や格差が生じ、様々な課題が浮き彫りになっています。

今、私たちは、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大、海外の国や地域における紛争、地球温暖化による気候変動の影響により、予想しなかった状況に置かれ、多様な他者の存在の尊重や協力することの大切さ、自然環境との調和の重要性について再認識するとともに、持続可能な社会づくりに向けた教育の役割を、改めて問い直す必要があります。しかし、時代や社会がいかに変化しようとも、「人格の完成」「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」という教育の普遍的な使命は変わることはありません。

日の出町においても、デジタルトランスフォーメーションの推進やゼロエミッションなどの新たな課題への対応の他、少子高齢化に伴う、子育て支援施策や高齢者支援施策、自然災害への備えや老朽化するインフラ整備といった様々な課題があります。これらの課題の解決に向けては、教育の力で、町民の主体的社会参画意識、地域社会の形成者としての意識をより高めるとともに、生涯にわたって学び続ける学習者の育成、社会の持続的な発展を生み出す人材の育成が必要です。

日の出町の未来への一歩を踏み出し、日の出町の教育の未来に向けて、町民の誰もが教育の当事者として、共に学び、支え合い、みんなでこれからの日の出町の教育を創造していくことが求められています。

3 策定にあたっての基本的な考え方

私たちには、変動性、不確実性、複雑性、曖昧性が増すVUCAの時代にあっても、立ち止まることなく、これからの教育のあり方を考え、一步一步、着実に、歩みを進めていくことが求められています。

これからの教育の在り方については、人が、自己の良さや可能性を認識するとともに、他者を価値ある存在として認め、個人のしあわせとともに他者や社会のしあわせ、多様性の尊重を羅針盤として考えていくことが大切です。

教育行政においても、これからの時代の流れや社会情勢を見据え、様々な変化や障壁、そして時代の要請に柔軟に対応していくことが求められます。

「日の出町教育ビジョン2023」は、こうした世界の動き、社会的背景のもとに、町民の誰もが教育の当事者として、共に学び、支え合い、みんなで日の出町の教育を創るという視点を軸にして、それを実現する教育行政の取組の方向性を明確にするものとして策定しました。

4 日の出町教育ビジョン2023の位置付け

「日の出町教育ビジョン2023」は、第五次日の出町長期総合計画（基本構想・後期基本計画）」との整合を図った、今後、日の出町が目指す教育の方向性を示す方針として位置付けます。今後、本教育ビジョンに基づき、これまでの「日の出町教育推進計画」や「日の出町教育委員会の権限に属する事務の管理及び進行状況の点検及び評価」などについても順次、「日の出町教育ビジョン2023」の趣旨や内容を反映させ、施策を展開していきます。

II これからを見据えた日の出町の教育 ～ 日の出町の教育の目指すところ ～ 共に学び、支え合い、みんなで創る日の出町の教育

人は、人それぞれに、夢や希望の実現に向けて、志をもって、よりよく生きたいという願いをもっています。また、よりよく生きていくために、困難なことにも、あきらめず、多様な他者と目指すところを共有し、自他の存在を認め合い、支え合いながら、歩みを止めず共に乗り越えようとしています。

このようにして、人は、それぞれの人生において、自己と向き合い、人とのかかわりの中での気付きや学びを通して、生きがいややりがいをもって生きていきます。

これからの予測困難な時代においては、人が、学びを通して幸福や生きがいを感じられる社会を、様々な教育の担い手と共に創ることで、一人一人の人生やその人が暮らす地域コミュニティの基盤づくりとなるような教育が求められます。

さらには、苦難を乗り越え、町民と共に歩んできた日の出町のまちづくりの歴史、そして、これからの新たな時代に向けたまちづくりの基本理念である「みんなでつくろう 日の出町！」を踏まえ、今後も、一層、みんなで進める協働の教育づくりを推進していく必要があります。

こうした観点から、「共に学び、支え合い、みんなで創る日の出町の教育」を目指す教育の姿として、町民みんなで日の出町の教育を創ります。

III 大切にしていきたい考え方 ～ 日の出町の教育振興のための基本方針 ～

◇「かかわり」と「つながり」を大切にした教育

人は、生まれてから、ライフサイクルの各段階で、家族、地域、学校、部活動やサークル活動、習い事、会社などの集団に属し、社会とかかわりながら生きています。日常生活を送るとき、新たなことにチャレンジするとき、困難を乗り越えようとするときなど、人生のあらゆる場面において、協力し助け合い、他者との「かかわり」と「つながり」の中で生きています。「かかわり」と「つながり」を求める経験は、時には自己を鼓舞したり、他者の支えになったりしながら、信頼関係や絆を深めていきます。

共に学び、支え合い、みんなで日の出町の教育を創るに当たっては、顔の見える地域づくりや対話を通して、社会総がかりで教育を創る必要があります。

日の出町の学校教育、社会教育など、町民が生涯にわたって学び続けることができる教育を実現するために、「かかわり」と「つながり」を大切にした教育を進めていきます。

◇相互承認と多様性の尊重に基づく「協働」を大切にした教育

多様な個人それぞれがしあわせや生きがいを感じられる地域や社会とするためには、教育を通して、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と「協働」しながら社会的な変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓く、持続可能な社会の担い手を育成することが必要になります。

教育を通して、共に学び、支え合うことは、生涯にわたる豊かな学びにつながり、学びを通じた人と人とのつながり・絆の深まりが、地域コミュニティの基盤となります。日の出町が目指す教育を具体的にしていくために、教育の最大の基盤である地域コミュニティにおける様々な主体や機会を生かした「協働」を大切にした教育を進めていきます。

◇「学びの循環」を大切にした教育

「学び」とは、目の前の事象や対象に自主的、自発的に働きかけ、調べ、議論し、そこから得た自分の考えを発信する自己創造の営みです。

自己創造の過程で得た気付きや学びを、自らの内に閉じ込めず、学びの成果を他者の学びや社会や地域の課題解決につなげることで、更に、自らの学びが深まり、個々の「学び」が「循環」します。

教育に携わる全ての人々が、子どもや他者の学びと成長にかかわる中で、かかわりをつながりを通じた「学び」の成果を地域や次の世代に伝える「学びの循環」を大切にした教育を推進していきます。

IV 新たな日の出町の教育づくりの進め方 ～ 取組の方向性 ～

◇子どものしあわせづくりとまちの魅力を生かした学校づくり

一人一人の多様なウェルビーイングを実現するためには、誰一人取り残さず、相互に多様性を尊重し、他者のウェルビーイングを思いやることのできる教育環境を、学校をはじめとする教育機関の日常の教育活動に取り入れ、全ての子どもの可能性を引き出し、自らの夢や希望の実現に向けて、学びに向かうことができるようにしていきます。

また、取組を進めるに当たっては、日の出町の豊かな自然、伝統文化、人と人の絆が醸成された地域コミュニティなどのまちの魅力を教育資源として学習に取り入れ、地域をフィールドとした教育活動を一層推進していきます。

◇家庭・地域・学校のつながりを重視した取組の推進

子どもは家族の愛情に生まれ、学校での多様な活動を通して学び、地域の自然、歴史や文化、人々との触れ合いの中で成長します。

生涯にわたって学び続ける学習者としての基盤を学校教育などにおいて培うために、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解することや、興味・関心を喚起する学びを提供することなどにより、学びを習慣化し、生涯にわたって能動的に学び続けるための態度を涵養することが重要です。

そのために、学校が自らの使命を全うする自己完結型の学校づくりだけでなく、家庭や地域との連携協働型の学校づくりを進め、「地域の中の学校」「地域に開かれた学校」として、次代を担う子どもたちの学びや成長を共に支える取組を推進していきます。

◇安全・安心で質の高い学びを実現する学校施設及び社会教育施設等の環境整備

新たな時代の教育を創るに当たっては、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や、社会の変化に対応したデジタルやグリーン、ウェルビーイングや共生社会などの視点からの教育を推進する必要があります。

そのために、安全・安心で質の高い学びの実現に向けて、学校施設、社会教育施設、給食調理場等の長寿命化改修をはじめとした計画的な老朽化対策や防災機能の強化を行うとともに、脱炭素化やバリアフリー化、地域との連携・協働の拠点などの観点から環境整備を推進していきます。

◇社会教育、文化・スポーツ活動を通して生涯にわたって、共に学び、支え合う地域づくり

地域において人々の関係を共感的・協調的なものとすることは、社会教育、文化・スポーツ活動を通じて醸成される人々のかかわりにつながりが持続的な地域コミュニティの基盤となり、ひいては社会全体の基盤となります。このように「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環が生み出されることにより、地域コミュニティにおける個人と地域全体のウェルビーイングの向上がもたらされます。地域で人と人のかかわりやつながりを作り、協調的な関係を紡ごうと取り組んでいる人たちが生きがいややりがいをもって活躍することができる風土を醸成していきます。

V 教育行政の今後の展開

◇一人一人を重要な教育の担い手とする社会総がかりの教育風土づくり

子どもの成長と学びには、家庭も地域も学校も、その役割に応じた教育責任を負い、それぞれが教育の重要な担い手・当事者として、支え合うことが必要です。誰もが教育ビジョン2023を共有し、共に取り組むことで、目標の実現を目指します。

◇教育の展開を通じた協働の広がり地域コミュニティの一体感の醸成

日の出町の目指す教育を具体化していくため、教育の最大の基盤ともいえる地域コミュニティの形成に努めます。また、そのために、行政をはじめ、学校や保護者、自治会、大学、企業・商店街、NPO・ボランティア団体など、様々な主体や場を生かした協働の教育づくりを目指します。

◇行政の横断的なつながりを重視した施策展開

子どもの成長や人々の学びには、本来、社会を構成する様々な分野・要素がかかわっています。今後の教育施策は、これまでも増して町民生活や保健、福祉、環境、まちづくりなどの分野とのつながりを重視し、関連部局との横断的な施策の展開に努めていきます。



日の出町教育委員会